

# 札幌市立中島中学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの定義及び基本的理解

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第2条」において、いじめの定義が示されている。「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」では、以下のように解説している。

#### ◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### (2) いじめについての基本的理解

「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」で示されているいじめについての基本的理解を以下に示す。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、いじめ防止法が定義するいじめには該当するため、いじめ防止法第22条で定められた「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）へ情報共有することは必要である。

#### ◆具体的ないじめの態様

- \* 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \* 仲間はずれ、集団による無視をされる
- \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \* 金品をたかられる
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \* パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

## 2. いじめの防止のために本校が実施する取組

### (1) 子どもの権利条例の趣旨を生かした学校教育を推進する。

- ・子どもの権利に関するパンフレット等を活用し、学級活動や道徳の授業において指導する。
- ・道徳の授業においていじめについて理解させ、いじめ防止対策推進法と子どもの権利条例の両面から指導する。
- ・学校のきまり等において子どもの権利条例を根拠に考えさせ、一人一人に権利があり互いの権利を尊重する態度が身に付くよう指導する。

### (2) 豊かな心の育成に向けた学校教育を推進する。

- ・「札幌市学校教育の重点」に基づき、中学校段階の発達に応じた「道徳教育」、「特別の教科道徳」を実施する。生命の尊重、思いやりの心を育む教育活動に取り組む。
- ・命を大切にす指導の充実をはかる。児童生徒が助け合い支え合うピア・サポートなどを推進し、児童生徒の自己承認力（自己肯定感、自己有用感、自己存在感）を育む。

教育活動	上記内容を達成するための取組
特別の教科 道徳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学年で生徒支援部主催の「いじめについて考える」道徳を実施する。中島中学校いじめ防止基本方針についての説明も行う。</li> <li>第1学年で「命の大切さを学ぶ教室」北海道警察と連携</li> <li>第2学年で「自分の大切さを実感させる教室」道警サポートセンターと連携</li> <li>第3学年で「薬物乱用防止教室」北海道警察と連携</li> </ul> を実施し、自他の人権に関連付けた指導を実施する。
道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業、学級活動、委員会活動、行事活動、部活動において、話し合い活動を中心とした協働性のある取組を重視し、児童生徒が助け合い支え合う雰囲気を醸成する。互いの個性と権利を尊重する雰囲気を醸成する。</li> <li>・「健康に関する授業」を実施し、栄養教諭の視点から心身と命の大切さについて考えさせる。</li> <li>・「命を大切にす授業」を実施し、養護教諭の視点から命の尊さについて考えさせる。</li> </ul>
学級活動 委員会・係活動 旅行的行事 学校祭活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人に役割があるようにし、当番活動を正しく機能させる。</li> <li>・一人一人が学級組織、学年組織に位置づいていることを意識させた取組を実施する。</li> </ul>

### (3) 教職員、保護者、地域住民への啓発

#### ア 教職員への啓発

- ・「校内研修会」を実施し、いじめの防止等について教職員内で共通に理解する。児童生徒についての情報を常に共有することを意識する。

#### イ 保護者、地域への啓発

- ・日常的に保護者と連携して信頼関係を構築し、児童生徒の状況について情報を共有する。
- ・市教委から配付される保護者向けリーフレットを活用し、家庭での子どもへの接し方や言葉掛けについて話題にする。
- ・中学校区青少年健全育成推進会、その他学校と地域の関係者が集まる機会等において、いじめへの理解を深める。

### 3. いじめの早期発見のために本校が実施する取組

#### (1) 教職員がいじめを積極的に認知する

- ・「いじめはどの子にもどこの学校にも起こりうる」、「いじめは見つけにくい」という認識の下、児童生徒が発する小さなサインや不安や悩みにいち早く気付く。
- ・暴力を伴わないいじめは気付かずに見過ごしやすいことから、些細な兆候であっても「いじめ」ではないかとの疑いをもつ。
- ・声をかけた子どもの反応が「大丈夫」というような疑いを否定するような反応であっても、他の教職員と情報を共有し、職場全体から情報を収集する。
- ・学級、学年における子どもの人間関係にとどまらず、他学年との関わりや部活動、塾やスポーツクラブ等、あらゆる集団における人間関係の把握に努める。

#### (2) 相談体制の整備やアンケート等を実施する。

ア アンケートや教育相談活動を定期的実施し、児童生徒の様子を把握する。

- ・「教育相談アンケート調査」を5月と9月に実施し、更に個別教育相談を実施する。
- ・「いじめアンケート調査」を5月、2月に実施し、状況を確認する。
- ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」(11月実施)については、スクールカウンセラーを含めた複数の教職員の視点で検討し、個々の児童生徒の心の状況を把握する。(3年間保存)なお、小学校から引き継いだ「悩みやいじめに関するアンケート調査」用紙そのものも3年間の保存とする。
- ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策推進委員会を開催する。
- ・アンケートの結果など過年度の情報も含め、生徒ごとに個別に情報をまとめ、経年変化を把握できるようにする。
- ・Q.U調査を5月に実施し学級全体の人間関係の変化を把握し、早期対応に役立てる。
- ・「生活の記録(さわやかチェック)」を毎日実施し、生徒の心の状況を確認する。

#### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

ア 児童生徒や保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめへの理解を深める注意喚起を行う。

- ・特徴として、不特定多数の人から誹謗・中傷や批判のコメントが集中して行われること。
- ・いつでも、どこでも、匿名で書き込むことができ、エスカレートしやすく、簡単に被害者にも加害者にも成り得ること。
- ・ネット上に一度掲載された悪口や映像などの情報は、複製される場合があり完全に削除することはできないこと。
- ・交流サイトを通じた見知らぬ人との出会いによる被害の恐れがあること。

イ 情報モラル教育の充実を図る。

- ・警察職員や教育委員会が委託するネットパトロール業者等による生徒向け安全教室の実施。
- ・コミュニケーション能力を身につける必要性への理解を深める。
- ・「教育相談アンケート調査」で児童生徒のインターネット利用状況を把握し、指導方針を検討する。
- ・家庭でのインターネットに関する「ルールづくり」に向けた情報提供を行う。
- ・家庭内において子どものネット利用を見守るとともに、子どもがネットで困ったときには、すぐに相談するよう促す。
- ・「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、発達段階に応じた指導を行う。

#### 4. いじめへの対処のために本校が実施する取組

いじめと疑われる行為があった場合は、一人の教師、学年だけで抱え込まずに、学校体制で速やかに組織的に対応する

- ・からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。
- ・些細な事でも過小評価せずに、最低3名の教職員に相談する。
- ・特定の教職員で抱え込まず、組織でいじめの疑いのある情報や指導方針等を共有して対応する。

##### 【本校のいじめ対処の手順】

###### ①事実関係を確実に把握する。

- ・教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ・アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。(本校の聴き取りマニュアルを活用する)
- ・関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。
- ・集約した情報は5W1H(「When:いつ」「Where:どこで」「Who:だれが」「What:何を」「Why:なぜ」「How:どのように」)を明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。
- ・確認した事実関係に基づいて、いじめ防止対策推進委員会において、いじめの認知の判断を行う。認知判断は、聴き取りによる事実関係を「いじめ防止対策推進法、札幌市いじめ防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)等に鑑みて判断する。
- ・他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害を避けるため、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置をとる。
- ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- ・命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

###### ②いじめられた児童生徒の安全・安心を確保する。

- ・いじめられた児童生徒から事実関係の聴き取りを行う際に、いじめられている児童生徒にも責任があるという考えに立たず、「あなたが悪いわけではない」とはっきり伝え、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- ・いじめられた児童生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取り、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- ・見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- ・いじめられた児童生徒に希死念慮が生じるなど、生命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

###### ③いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ

- ・いじめたという事実にとどまらず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- ・いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

#### ④周りの児童生徒への指導

- ・いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
- ・いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組（道徳教育等）を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

#### ⑤関係保護者への対応

- ・いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに直接会い、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。
- ・いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。
- ・いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取り組みを行う。

#### ⑥教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- ・児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- ・いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめの場合には、対応について教育委員会と協議する。
- ・犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- ・塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校以外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図り対応する。
- ・チーム学校によるいじめ対応のために、家庭児童相談室、法務局、児童会館、警察、塾、スポーツクラブ、医療機関、児童相談所、児童養護施設、民間フリースクール、子どもアシストセンター等との連携を図る。

### 5. 校内体制について

生徒支援委員会（いじめ防止対策推進委員会、校内学びの支援委員会の性格を併せ持つ）を置き、いじめへの組織的な対応を行う。委員は以下であり、組織の責任者は校長とする。

- ・学校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、特別支援コーディネーター、各学年主任、保健主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、該当学級担任
- ・いじめの疑いを把握した場合は、迅速な対応が必要であることから、構成員全員が出席できなくても出席できる構成員で会議を開催する。
- ・校長が不在の場合のその役割は教頭とし、その後、責任者の校長に会議の内容を報告する。
- ・会議に出席できなかった構成員には、後日、個別に報告し意見を求める。

### 6. 生徒支援委員会（いじめ防止対策推進委員会）

生徒支援委員会（いじめ防止対策推進委員会）は定例に月1回開催する。

《内容》

- ・いじめの認知や解消件数及び個別の対応状況を確認する。
- ・会議における会議録を作成、責任者（校長）の決裁を得る。個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

## 7. いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※本校においては、①の期間を6か月と設定する。

※②について、被害児童生徒に対しては初めの1か月間は週に1回の聴き取りを実施し、2か月以降は月に1回の聴き取りの実施を基本とする。加害児童生徒に対しては月に1回の聴き取りを実施する。

- ・いじめの解消の判断は、事案対処後6か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ防止対策推進委員会において行う。
- ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒を日常的に注意深く観察する。
- ・いじめの被害児童生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行う。
- ・児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## 8. 再発防止

- ・児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- ・いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- ・再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。

## 9. 重大事態への対処

ア 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。具体的には次の様なケースなどが想定される。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態発生時の対応

- ① 本校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。
- ② 調査主体の判断（教育委員会が、学校と教育委員会のどちらが調査の主体になるかを判断す

る。) 学校が調査の主体の場合は、弁護士などの専門家を加えて実施する。教育委員会が調査主体の場合は、「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施する。

- ③ 調査の実施
- ④ 調査結果の提供・報告
- ⑤ 再調査及び措置

※重大事態調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図ることである。

※調査の進捗状況等及び調査結果は、学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

## 10. 警察との連携

・児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考法令)

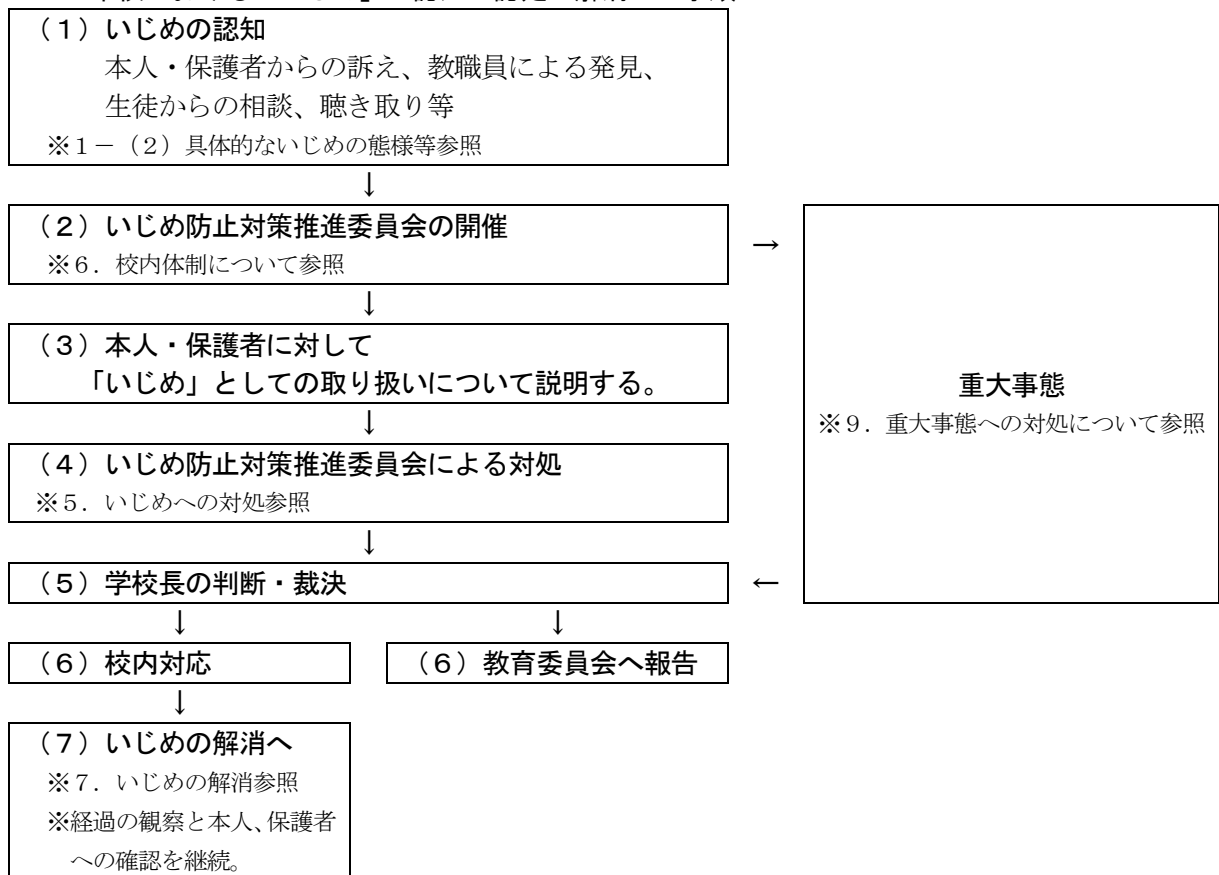
いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

ア 犯罪行為に相当すると考えられるいじめがあった場合には、まずは、学校担当指導主事（不在時には、児童生徒担当課）に連絡し、警察への相談・通報の必要性について相談する。

イ 命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行い、その後、学校担当指導主事（不在時には、児童生徒担当課）に連絡する。

## 11. 本校における「いじめ」の認知・認定・解消への手順



## 12. 生徒及び保護者、地域等への説明

- ・入学説明会や各年度の開始時に保護者や生徒に対し、いじめに関する本校の取組や基本方針について理解を図り、連携・協働していじめ防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・本校の「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにする。

令和3年（2021年）改訂

令和5年（2023年）改訂

令和6年（2024年）改訂

令和8年（2026年）改訂